

## 監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置について

### 第1 定期監査

#### 1 平成14年度第1回定期監査結果報告（平成15年1月22日監査報告第3号）に基づく市長等の措置について

##### (1) 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(9) 公衆浴場補助金事務の見直しを求めるもの （衛生局）</p> <p>衛生局では、公衆浴場の健全な経営を図るなどの目的をもって、公衆浴場法の営業許可を受けて公衆浴場を経営するもの及び横浜市公衆浴場協同組合に対して補助金を交付しているが、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>ア 補助金交付に係る要綱によれば、補助金交付対象者の要件の一つとして、前年度の市税を滞納していないことが挙げられているが、補助金申請に当たって市民税に係る納税証明書の徴収にとどまり固定資産税等他の基幹的税目に係る納税状況を確認しておらず、また、効率的な補助金交付事務を行うため納税証明書の徴収に代わる確認方法の検討を要するもの</p>	<p>ア 市税の納税状況については、市民税のほかに基幹的税目である固定資産税と都市計画税についても確認する取扱いとしました。</p> <p>また、平成15年10月に「横浜市公衆浴場補助金交付要綱」を改正し、納税状況の確認については、申請者の同意を得た上で本市が納税状況を調査するか、納税証明書の添付によるか、申請者の意向により申請時に選択できるようにしました。</p>
<p>イ 補助対象事業の一つとして、公衆浴場の内外装設備及び給水湯設備の改修に要する経費の一部助成があり、改修工事の完了に係る実地確認又は写真確認を行うことが適当と考えられるものの、事業報告書、工事代金領収書等の徴収のみで確認を済ませていたもの</p>	<p>イ 上記要綱改正により、設備改修工事の完了に係る確認については、改修前及び改修後の写真を添付させ、必要に応じて実地確認をすることとしました。</p>

(18)本市の歳入とすべきものについて適正な事務処理を求めるもの（教育委員会事務局）

市立学校では、各大学からの依頼に基づいて教育実習生を受け入れた際に、謝礼を受領しており、また、学校内に設置してある公衆電話について、その料金回収に係る受託手数料を受け取っているが、いずれも本市の歳入に計上されていなかったため、適正な事務処理に改められたい。

教育実習生の受入れに伴う謝礼については、平成15年12月に、「横浜市立学校教育実習取扱要綱」を制定し、謝礼は一切受領しないこととするとともに、全学校長に通知しました。

また、公衆電話については、平成15年4月中に、全校の設置状況を調査した上で、受託手数料を本市歳入として受け入れました。

2 平成14年度第2回定期監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）に基づく市長の措置について

(2) 工事関係

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 同一業者との複数の随意契約工事に関し適切な発注方法に改めるべきもの（交通局）</p> <p>交通局では、横浜市営地下鉄の関内駅、下永谷駅及び三ツ沢下町駅の3駅において、エレベーター設置に伴う駅改良工事の一環として、自動出改札装置の移設等の工事を行っていた。</p> <p>当該工事については、施工箇所が異なることから、駅ごとによる3件の個別工事として実施されているが、3件とも自動出改札装置のシステムの設計及び製作を行った同一業者との随意契約で、かつ、契約がいずれも平成13年9月とほぼ同時期であることから、一括発注することにより、工事請負費に係る一般管理費を設計金額にして約12万円低減することが可能であった。</p> <p>したがって、今後、同一業者との複数の随意契約工事を行う場合には、工事コストの縮減、業務の効率化等の観点から、一括発注を含めた</p>	<p>平成15年度から、同時期、同一業者に発注する随意契約工事については、一括発注するように改めました。</p> <p>横浜市営地下鉄の高島町駅及び吉野町駅で実施する自動出改札装置の移設等改良工事は、同装置システムの設計及び製作を行った業者との随意契約となり、施工時期も同時期であるため、一括発注の手続をとりました。</p>

適切な発注方法に改められたい。

## 第2 財政援助団体等監査

### 1 平成13年度財政援助団体等監査結果報告（平成14年4月26日監査報告第1号）に基づく市長の措置について

#### (1) 財政援助団体

ア 西区は一との会、葦の会、四季の会及び寿アルク（衛生局）

#### (ア) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a グループホームに係る補助金の精算について適正な運用を求めるもの</p> <p>「横浜市精神障害者グループホーム助成事業実施要綱」によると、補助金に余剰が生じた場合には返還を求めることとしている。しかし、余剰金の算定に当たっては、グループホーム入居者から受領する「入居者負担金（光熱水費やレクリエーション費用など、徴収額について要綱等に規定はない。）」については、補助対象経費の財源であると考えられるが、これを充当していない取扱いとされていた。</p> <p>そのため、入居者負担金を加えて計算すると、余剰金が生じる結果となる団体も見受けられたので、適正な補助金精算となるよう、補助対象経費及び入居者負担金の算定基準の明確化について検討されたい。</p>	<p>「横浜市精神障害者グループホーム助成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を改正し、平成14年4月から、補助対象経費である光熱水費やレクリエーション費用に関する入居者負担金については、補助対象経費の財源に充当する取扱いとすることを明確化しました。また、平成15年4月には、グループホーム運営マニュアルを改正し、入居者負担金の徴収金額等の算定に関する基準を作成しました。</p> <p>なお、同年9月には、収支決算書の説明欄に入居者負担金の金額を記入する取扱いとしました。</p>

2 平成14年度財政援助団体等監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）に基づく市長等の措置について

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ア 財団法人横浜市国際交流協会（総務局及び教育委員会事務局）

(ア) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 横浜国際協力センター内誘致促進スペースの適正な管理及び有効活用を求めるもの（総務局）</p> <p>総務局では、横浜国際協力センター内に、国際機関誘致の際に事務所等を設置するための誘致促進スペースを確保しており、この誘致促進スペースの管理業務を財団法人横浜市国際交流協会に委託している。</p> <p>そこで、この誘致促進スペースの管理状況についてみたところ、暫定利用が十分行われておらず、総務局の備品整理票がちょう付された物品や所有者不明の物品が放置されたままとなっていた。</p> <p>ついては、これらの物品について適正な管理を行った上で、スペースの有効活用について検討されたい。</p>	<p>誘致促進スペースの物品について、物品管理簿に整理した上で、使用していない物品は庁内備品リサイクル推進制度及びYCAN再利用物品コーナーを活用して再利用に努めるとともに、保管場所の整理を行うなど、適正な物品管理を行い、スペースの有効活用が図れるよう改めました。</p>
<p>b 横浜市国際学生会館に備えられた物品の管理について改善を求めるもの（教育委員会事務局）</p> <p>教育委員会事務局では、財団法人横浜市国際交流協会に対して、横浜市国際学生会館（以下「学生会館」という。）の管理運営を委託しているが、学生会館に備えている物品については、委託料で購入したものも含めて、教育委員会事務局の所有となっている。そこで、物品の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>横浜市国際学生会館に備えている物品の管理について、次のとおり改めました。</p>
<p>(a) 備品の管理に当たっては、物品管理簿に記載し管理すべきところであるが、これが備えられていなかったもの</p>	<p>(a) 備品については、物品管理簿に記載しました。</p>

<p>(b) 備品には、その名称や所管所属名などを記入した備品整理票をちょう付することなどにより、照合、点検及び実態の把握を容易にするものとされているが、ちょう付などが行われていなかったもの</p>	<p>(b) 備品には、備品整理票をちょう付しました。</p>
<p>(c) 物品を本市以外の者に貸し付ける場合は、「物品保管換え等処理票」又はこれに代わる証書類等を徴することとされているが、これを徴していなかったもの</p>	<p>(c) 財団法人横浜市国際交流協会から「物品保管換え等処理票」を徴しました。</p> <p>なお、平成15年9月の教育委員会事務局経営責任者会議で、物品管理の適正化について周知徹底を図りました。</p>

イ 財団法人横浜市芸術文化振興財団（市民局）  
 (ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 公の施設における使用許可申請手続及び利用料金減免手続の適正化を求めるもの</p> <p>横浜能楽堂における平成13年度の使用許可申請手続及び利用料金減免手続をみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改める必要があると認められた。</p>	<p>財団法人横浜市芸術文化振興財団に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市芸術文化振興財団では、次のように適正な事務処理に改めました。</p>
<p>(a) 施設の使用後に使用許可申請書を受理していたもの</p>	<p>(a) 平成15年4月から、横浜市能楽堂条例及び同施行規則に基づき、使用許可申請については、すべて施設の使用前に受理することとしました。</p>
<p>(b) 財団法人横浜市芸術文化振興財団(以下「財</p>	<p>(b) 平成15年5月から、財</p>

<p>団」という。)が施設利用者と事業を共同開催する場合、施設利用者の利用料金は全額免除されることになっているが、減免申請書の減免理由欄への記載はなく、また、共催通知書の写しの添付もないなど減免根拠を明らかにしないまま、財団との共催事業とし、利用料金を全額免除していたもの</p>	<p>財団の共同開催事業における減免申請書の減免理由欄への記載及び共催通知書の写しの添付を確認の上、減免決定を行うこととしました。</p> <p>また、「横浜市能楽堂共催基準」を制定し、共催する要件を明確にしました。</p>
<p>c 分割購入契約を改めるべきもの</p> <p>横浜美術館においては、経理規程により、100万円を超える物品の調達が入札により行うものとされているが、100万円以下の物品の調達は複数業者の見積書を徴して安価な見積金額を示した業者から調達する方式の随意契約により購入することができるとされている。また、事務決裁規則により、100万円以上の物品の調達の決定は総務部長以上の専決又は決裁事項とされているが、100万円未満の物品の調達の決定は管理課長の専決事項とされている。</p> <p>そこで、平成13年度の物品の調達状況をみたところ、平成13年8月及び12月に、それぞれ三つの契約に分割してパソコン及びパソコン周辺機器を購入しているが、購入金額がいずれも100万円未満となることで、随意契約により調達し、調達決定が課長専決とされていた。</p> <p>ついては、今後の物品調達に当たっては、事前に必要な調達量を把握し、適正な購入手続をとる必要があると認められた。</p>	<p>財団法人横浜市芸術文化振興財団に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市芸術文化振興財団では、物品調達に当たっては、事前に必要な調達量を把握し、適正な購入手続をとるよう周知徹底を図りました。</p>

ウ 財団法人横浜産業振興公社（経済局）

(ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 会計処理について改善を求めるもの</p> <p>貸借対照表の計上金額についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適切な事務処</p>	<p>財団法人横浜産業振興公社に対して適正な事務処理を行</p>

<p>理に改める必要があると認められた。</p>	<p>うよう指導しました。 これを受けて財団法人横浜産業振興公社では、次のように適正な事務処理に改めました。</p>
<p>(a) 産業開発特別会計において実施している産業開発資金融資については、これまでに該当事例はないが融資先が返済不能時に生じる債務保証を負っているため偶発債務対象額を計算書類に注記すべきもの</p>	<p>(a) 平成14年度決算から、決算書に「横浜市産業開発資金融資残高」を注記しました。</p>
<p>(b) 退職給与引当金については、引当金計上額と同額の退職給与引当預金の積立てを行っているが、会計方針である引当金の計上基準に関して経理規程に定めがなく、決算書類に同方針が注記として記載されていなかったもの。また、説明責任の一環として、年度末要支給額の注記表示を検討すべきもの</p>	<p>(b) 平成14年度決算から、決算書に会計方針と退職給与引当金年度末の要支給額を注記しました。</p>
<p>(c) 産業施設事業特別会計において「一般棟買取積立引当金」を計上しているが、将来の費用等を見積もった引当金ではなく、施設購入に備えた資金積立であるため積立金とすべきもの</p>	<p>(c) 平成14年度決算から、当該引当金を負債から減少し、正味財産に含めるよう改めました。</p>

エ 財団法人三溪園保勝会（経済局）

(ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 収入事務について改善を求めるもの 三溪園の入園料及び観覧料の収入については、外苑、内苑等の入園区域別に、券売機を設置するほか、領収書と引換えに現金を領収する方法によっている。また、抹茶販売収入についても領収書と引換えに現金を領収する方法によっている。 収入に関する書類をみたところ、収入日計表や券売機での売上げに係る領収記録紙は保存されていたが、領収書の控えは保存に関する規定がなく、監査日現在直近3か月程度しか保存されておら</p>	<p>財団法人三溪園保勝会に対して適正な事務処理を行うよう指導しました。 これを受けて財団法人三溪園保勝会では、平成15年6月に開催した理事会で経理規程の改正を行い、「領収書の保存期間」を10年間と明文化しました。</p>

ず、抹茶販売については、控え部分と誤って切り離した領収書で未使用のものは保存する取扱いとされずに処分されていた。

また、内苑での売上げについては、事務所において現金と収入日計表の照合はされていたが、領収書の控えとの照合は行われていなかった。

さらに、現金領収した入園料等の収入計上は、週2回金融機関が現金回収するときに一括して行う経理処理となっており、受領日から同回収日までには帳簿記録外の取扱い（最大952万円）となっていた。

については、収入に関する事務手続について、領収書の控えの保存に関する規定の整備、収入計上額との照合方法の確立、現金領収時の収入計上などを検討する必要があると認められた。

また、領収書と収入計上額の照合については、毎日職員が実施することとし、収入計上時期については、収入日をもって帳簿に計上するようにしました。

b 会計規則等について改善を求めるもの

固定資産の減価償却、引当金の計上基準など財団法人三溪園保勝会の決算書類作成に関する重要な会計方針について、財団の内部では会計処理の運用取扱いを定めていたが、財団の経理規程に規定がなく、かつ、収支決算書等決算関係書類にも記載されていなかったため、適切な規定整備等を行う必要があると認められた。

また、当該取扱いによると、消費税の会計処理は税込方式、固定資産の経理については減価償却を行うこととしているが、美術品等収集積立金特別会計における遺墨歴史的備品等の固定資産計上額に一部消費税額を控除して計上していたために貸借対照表価額が誤っていたもの、過年度に製作・支出した土産品の在庫相当原価を当年度に一括して資産計上していたもの及び減価償却の計算を建物の一部のみしか行っていないものが見受けられた。

については、資金収支や正味財産の増減について適切な検証を行うとともに、適正な経理処理を行う必要があると認められた。

財団法人三溪園保勝会に対して適正な事務処理を行うよう指導しました。

これを受けて財団法人三溪園保勝会では、重要な会計方針については、決算関係書類に記載し、それをもって理事会等に諮るようにしました。

また、経理規程を改正し、減価償却の条項を盛り込みました。遺墨歴史的備品等の消費税額を控除していたものについては、平成14年度決算において訂正し、理事会の承認を得ました。

オ 財団法人横浜市臨海環境保全事業団（緑政局）

(ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a ウィンドサーフィン艇庫の管理について改善を求めるもの</p> <p>財団法人横浜市臨海環境保全事業団（以下「事業団」という。）は、海の公園において、公園施設であるウィンドサーフィン艇庫の管理許可を受けて、艇庫の貸付事業を行っているが、次のようなものが見受けられたので、適正な経理処理及び適切な施設管理に改める必要があると認められた。</p>	<p>横浜市臨海環境保全事業団に対して、適正な経理処理及び適切な施設管理をするように指導しました。</p> <p>これを受けて、横浜市臨海環境保全事業団では、同事業団の経理規程等に則り、次のとおり改めました。</p>
<p>(a) コインロッカー代金及び温水シャワー代金等の回収を委託しているが、故障の際の当該代金の払戻資金とするため、代金の一部について収入に計上することなく、事業団の担当課職員が受領していたもの</p>	<p>(a) 平成15年度から、返戻用の資金を用意し、収入金と払戻金について明確に区分し経理処理を行いました。</p>
<p>(b) 空き艇庫に鍵をかけていないため、無断で使用されていたもの</p>	<p>(b) 空き艇庫については、施錠を行いました。</p>

(イ) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 海の公園設置許可等について改善を求めるもの</p> <p>緑政局では、財団法人横浜市臨海環境保全事業団に対して、海の公園の施設の管理許可及び設置許可をしているが、「横浜市公園条例」で申請書に記載すべき事項である管理又は設置する公園施設、場所等の詳細が記載されていないものがあり、実際の管理又は設置状況を申請書から確認できる状況ではなかった。このため、管理許可及び設置許可をしている公園施設の現況についてみたところ、次のようなものが見受</p>	<p>平成15年6月に、公園施設の管理許可及び設置許可の申請を受け、これに基づき現地調査を行い、次のとおり適正な公園施設の管理及び使用料の徴収に改めました。</p>

<p>けられたので、上記条例に基づいた申請書の提出を求めるよう改めるとともに、適正な公園施設の管理及び使用料の徴収に改められたい。</p>	
<p>(a) コインロッカーの一部について管理許可をしておらず、自動販売機については設置許可した数を超えて設置していたもの</p>	<p>(a) コインロッカー等について、現地調査を行い、実態に即した許可に改めました。</p>
<p>(b) 季節売店について、設置許可期間を超えて設置していたもの</p>	<p>(b) 実際に季節売店を設置する期間について、許可申請を行うよう指導し、許可を行いました。</p>
<p>(c) 柴口臨時駐車場について、管理許可期間を超えて使用しており、全期間について使用料を徴収していなかったもの</p>	<p>(c) 柴口臨時駐車場について、使用予定に合わせた申請書の提出を求め、これに基づいて管理許可を行い、適正な使用料を徴収するよう改めました。</p>
<p>(d) 緑政局からの受託業務を履行する上で使用する施設については、管理許可及び設置許可の必要がないにもかかわらず、許可を行っていたもの</p>	<p>(d) 受託業務を履行する上で使用する施設については、許可を行わないよう改めました。</p>

カ 横浜交通開発株式会社（交通局）

(ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 契約事務について改善を求めるもの</p> <p>横浜交通開発株式会社においては、「横浜交通開発株式会社会計規程」により、契約に際しては原則として入札又は2者以上による見積合せを行うこととされており、特別の事情がある場合は、単独随意契約を行うことができる旨定められている。</p> <p>そこで、駐車場整備工事の契約等についてみたところ、合理的な理由なしに1者からの見積書の</p>	<p>横浜交通開発株式会社に対して、同社の会計規程に則った事務処理をするよう指導しました。</p> <p>これを受けて、横浜交通開発株式会社では、平成15年度から複数業者から見積書を徴するなど会計規程に則った事</p>

徴収のみで単独随意契約を締結しており、さらに、契約の相手方も特定の業者に偏っていたので、同規程に則った事務処理に改める必要があると認められた。

務処理に改めました。

### 第3 行政監査

#### 1 平成14年度行政監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）に基づく市長の措置について

「災害対策に関する事務」に係る監査

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>(1) 運営委員会における活動の充実等を求めるもの 震災時の避難場所となる地域防災拠点には、平常時及び災害時に自主的な活動を行うための地域住民を中心とした運営委員会が設置され、その運営マニュアルの素案として「地域防災拠点運営の手引き」が区役所を通じて運営委員会に周知されている。災害時に速やかに地域防災拠点としての機能を立ち上げ、自主的な運営を混乱なく行うためには、平常時から、運営委員会において災害時を想定した運営マニュアルを整備し、地域住民の自主的な活動を積み重ねて行くことが必要である。</p> <p>そこで、運営委員会の活動状況等の関係書類をみたところ、地域の実情を反映した運営マニュアルを整備している運営委員会がある一方で、作成していない運営委員会が多数見受けられた。については、局区相互の連携を図り、すべての運営委員会で実効性のある運営マニュアルが作成されるよう働きかけるとともに、平常時における自主的な活動の促進を図られたい。（総務局）</p>	<p>平成15年5月の区総務課長会において、すべての運営委員会で実効性のあるマニュアルを整備するよう区に対して周知しました。</p> <p>11月末現在の整備率は95.6%となっております。</p> <p>なお、未整備の運営委員会で早期にマニュアルが作成されるよう、区と連携を図りながら働きかけを行っております。</p>
<p>(2) 広域避難場所等における備蓄資機材の管理方法について改善を求めるもの</p> <p>各広域避難場所に設置された機材庫には、広域避難場所の輻射熱の防御、応急給水及びし尿処理を効果的に行うために必要な資機材が収納され、各地域防災拠点となっている小中学校の空き教室</p>	

<p>又は校地等を利用して設置された防災備蓄庫には、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、水、生活用品等が備蓄されている。</p> <p>また、地域防災拠点の補給物資基地等として、区役所に設置された災害用備蓄庫には、地域防災拠点の防災備蓄庫と同様の食料や防災資機材等が備蓄されている。</p> <p>そこで、備蓄物資の管理状況等についてみたところ、次のような状況が見受けられたので改善されたい。</p> <p>ア 中区内の広域避難場所のうち1か所について、機材庫の周囲に植栽があり、また、設置されている土地に段差があるため機材庫内の資機材の搬出に支障があることから、資機材が速やかに搬出できるよう改善を図られたい。(総務局)</p>	<p>資機材搬出の支障となっていた低木を、平成15年6月に他の場所に移植するとともに、段差に対応した移動式のスロープ板を整備しました。</p>
<p>イ 「横浜市地域防災拠点防災備蓄庫等管理要綱」では、備蓄資機材は区長から協議会に貸与され、保管は各運営委員会が行うこととされているが、地域防災拠点の備蓄資機材は、総務局が各地域防災拠点に配置したものであるため、横浜市物品規則に基づく所定の手続を行われたい。(総務局)</p>	<p>平成15年11月に保管換えの手続きを行いました。</p>
<p>エ 区役所の災害用備蓄庫において、救護用品の一部が不足していたので、在庫数を正しく把握できるよう事務手続の改善を図られたい。(泉区)</p>	<p>平成15年2月21日に、総務局危機管理対策室から不足分の毛布を補充しました。また、9月1日に区が実施した防災訓練の際に災害用備蓄庫にある物資の数量確認を行いました。</p> <p>今後、毎年9月及び1月に区が実施する防災訓練において、必ず備蓄物資の数量を確認することとします。</p>
<p>(3) 地域医療救護拠点における運営マニュアルの作成及び備蓄医薬品等の適切な管理等を求めるもの 震災が発生した場合、家屋の倒壊、窓ガラスの</p>	

飛散などによって発生する負傷者等に対して応急医療救護活動を行うため、市内の中学校区に1か所ずつ、145か所の小中学校に地域医療救護拠点が整備されているが、次のような状況が見受けられたので改善されたい。

イ 地域医療救護拠点には、応急医療等に必要な医薬品、医療器具、衛生材料及び医療器材が備蓄され、(社)横浜市薬剤師会への委託により管理が行われている。その管理方法については委託契約の仕様書に記載されているものの、地域医療救護拠点によって保管場所や整理の方法に差異が見られ、また、医薬品等が不足している地域医療救護拠点が見受けられたので、管理を徹底するとともに、有効な管理方法について検討されたい。(衛生局)

(社)横浜市薬剤師会に対して、平成15年5月22日開催の総会において管理を徹底するよう指導するとともに、不足していた医薬品について補充を行うなどの改善をいたしました。

地域医療救護拠点の備蓄品につきましては、その品目が多いことも管理を難しくしている要因の一つであるので、平成15年1月30日に「地域医療救護拠点備蓄品検討委員会」を設置し、地域医療救護拠点に求められる医療機能に留意しつつ、品目を厳選し、再選定を行いました。

今後、備蓄品の更新の機会を捉えて新品目への移行を順次行い、適切な管理に努めてまいります。

ウ 地域防災拠点には、災害時優先電話に指定された携帯電話が1台ずつ整備されているが、地域医療救護拠点には災害時の通信手段が整備されていない。

地域医療救護拠点として指定されている小中学校のうち、地域防災拠点に指定されていない14か所について、災害時の通信手段は、学校に設置されている、災害時優先電話である一般電話と通常のファクスのみとなっている。

災害時には、一般電話及びファクスは、断線により不通となる可能性が高いことから、迅速かつ的確な応急医療救護活動等に支障が生じるものと思われるので、地域医療救護拠点におい

地域防災拠点と併設となっていない14か所の地域医療救護拠点の災害時の通信手段として、平成15年12月に携帯電話を配備しました。

<p>ても地域防災拠点と同様の通信手段の導入について検討されたい。(総務局及び衛生局)</p>	
<p>(4) 消火器設置奨励補助事業のあり方についての検討を求めるもの</p> <p>火災の防止と市民の防災意識の高揚を図るため、家庭への消火器の設置を奨励し、併せて消火器購入者に対して補助を行う事業が、昭和48年度に実施されてから約30年が経過しているが、家庭への消火器の普及率等についての検証が行われていない。</p> <p>現在では、消火器の販売経路が多様になるとともに消火器の種類も増え、市民の選択肢が広がっていることから、補助事業の効果等の検証を行い、事業のあり方について検討されたい。(総務局)</p>	<p>近年、消火器を比較的容易に入手できるようになったことなどから、補助のあり方について見直しを行い、平成15年度は補助額等事業の見直しを行いました。</p> <p>なお、平成16年度においては、事業のあり方についての見直しを行ってまいります。</p>